

信濃町成年後見制度利用促進基本計画（第2期）

令和8年3月

信濃町

はじめに

1. 成年後見制度とは…

認知症や知的障害などによって判断能力が不十分な人が、経済的な不利益を受けたり、生活上の不自由さを解消するために、「成年後見人」などの支援者が法律行為を支援する制度です。

「財産管理」として、預貯金の管理、生活費等の支払いや不動産などの管理を行います。「身上の保護」として、介護・福祉サービス利用の手続きや医療機関の受診に関する手続きなどについて支援します。

「成年後見人」などの支援者は、本人が単独で行ってしまった誤った契約を取り消したり、本人に代わって法的な契約締結などを行います。

2. 「成年後見制度」の種類としくみ

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

「法定後見制度」は、本人の判断能力が不十分な人に対する制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つに区分されます。医師の診断を基に、家庭裁判所が書類審査や面接を行い、家庭裁判所がもっとも適任だと思う後見人などを選任します。多くの場合、配偶者や子どもなどの親族が選ばれますが、司法書士・弁護士・社会福祉士などの専門家や、福祉関係の公益法人などが選ばれる場合もあります。

家庭裁判所に申立ての手続きができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族です。これらの方の申立てが困難な場合は、信濃町成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づいて、町長が申立てを行います。

「任意後見制度」は、判断能力がある人のための制度です。判断能力の低下に備え、支援者や支援内容を自分自身で決めることができます。公証人が作成する公正証書で契約を締結し、法務局で任意後見契約の登録がなされます。将来、判断能力が不十分になったときに備え、後見人になってもらいたい人と契約を結んでおく制度です。

第1章 計画策定の概要

第1節 計画の背景と目的

認知症高齢者の増加や、障がいのある方への地域での自立促進等、様々な取組がなされている背景の中、身寄りがないことなどにより社会的孤立状態にある方々も増加しており、誰もがその人らしく暮らし続けられるよう、権利擁護支援へのニーズも増加しています。

成年後見制度は、認知症高齢者や障がい者など判断能力の不十分な場合に、財産管理や契約を代わって行う後見人などを選任する制度です。

今後、国の成年後見制度利用促進基本計画や県の動向を踏まえ、信濃町においても認知症高齢者や障がい者の権利擁護支援のため、成年後見制度の利用の促進に関する施策を計画的に推進する必要があるとあり、町の第1期計画の取り組みを継承させ策定するものです。

第2節 計画の性格と位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）にもとづき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的な推進を図るために策定するものです。対象者は、成年後見人の利用者と、制度利用が必要な町民や関係機関等とします。

また、成年後見制度とは、民法に基づく法定後見と、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見に規定されるものです。

なお、本計画における施策は、主として成年後見制度を対象とするものであり、未成年後見については、今後の課題として関係制度との連携を図るものとする。

第3節 計画の期間

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、計画期間中において各種法制度の改正等により、見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。

第4節 上位計画等との整合

本計画は、上位計画に位置づけられる「信濃町長期振興計画」と調和し、体系上の関連計画である「地域福祉計画」と一体的に連動して取り組み、「信濃町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「信濃町障害者基本計画」、「信濃町障害福祉計画・信濃町障害児計画」とその他関連計画との整合性を図ります。

第2章 信濃町における現状と課題

第1節 高齢者の現状

(1) 高齢者の将来推計

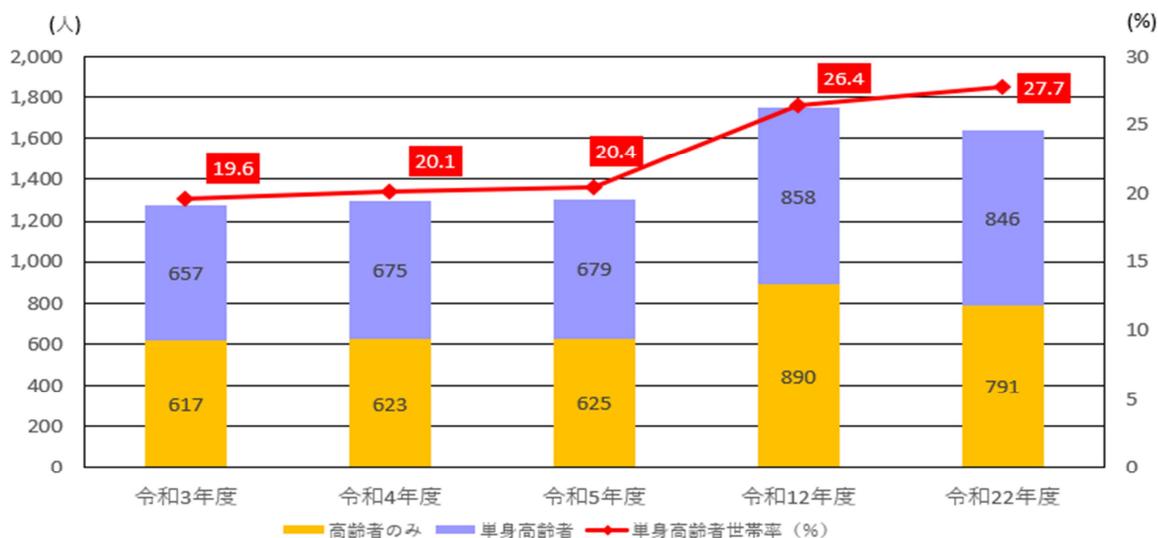
高齢者数の推計を見ると、令和2年をピークに今後は減少する見込みです。しかしながら、令和12年にかけて75歳以上の人口が増加します。今後は、高齢者数が減少に転じても、令和12年（2030年）にかけて日常生活に関する支援を必要とする人口が一層増加する事が見込まれ、家族等からの支援が難しい単身高齢者が増加していくと考えられます。

高齢者数の推計



出典：住民福祉課（第9期介護保険計画）

高齢者世帯数の推移



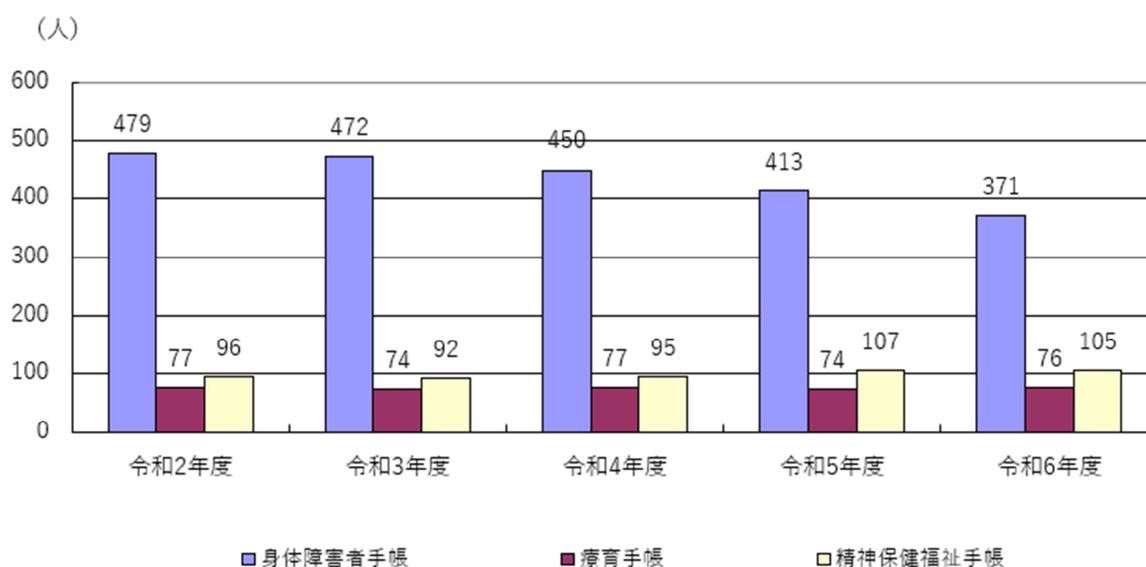
出典：住民福祉課（第9期介護保険計画）

第2節 障がい者の現状

(1) 障がい別障がい者数の推移

障害者手帳の交付数を見ると、身体障害者手帳交付数は減少傾向ですが、精神保健福祉手帳交付数は徐々に増加している状況です。また、障がい者本人や支援している家族の高齢化が進んできています。

障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳）交付数



注) 身体障害者手帳・療育手帳等を重複して交付されている人もいます

出典：住民福祉課

第3節 課題分析

(1) 高齢者の課題

高齢者においては、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、身近に支援者がいない状況です。このように相談者がいないか、判断能力が低下している高齢者をねらった詐欺等の犯罪も後を絶たず、財産管理や身上の保護等、法律面や生活面での支援を必要とする方が増えていくと推測されます。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるような体制の整備が必要です。

(2) 障がい者の課題

障がい者においては、「親なき後」の子どもの将来に不安を感じる声が数多く聞かれます。在宅の療育手帳所有（知的障がい）児・者は横ばいですが、精神保健福祉手帳が増加していること、障がい者本人や支援する家族等の高齢化も懸念されるため、「親なき後」の支援が必要になります。

(3) 市町村申立における課題

老人福祉法、精神保健福祉法、知的障害者福祉法では「福祉を図るために特に必要があると認められるとき」に成年後見制度利用の申立権を市町村長に与えられました。これは、成年後見制度が福祉の一翼を担う制度であることを示していますが、この申立権の利用件数は非常に少ない実情があります。その原因の一つは、成年後見制度は財産を管理するための制度という誤解があることです。判断能力が欠けている場合に代わって契約行為を行うなど、財産管理以外に、成年後見の必要性はあります。

また、他の原因として、「福祉を図るために特に必要と認められるとき」とは、「申立権を持つ親族がいない場合や親族がいても音信不通などにより申立が期待できない場合をいう」と限定的に解釈されたことがあります。そのため、まず親族について詳細な調査をし、申立の意思確認をする必要があるため、膨大な時間と労力が費やされ、その結果、申立に至るまでに相当の期間がかかってしまうという弊害が生じています。

現在は、限定的に解釈することなく、また財産の多寡にかかわらず、必要な場合は申立をするようになりつつありますが、まだ誤解しているケースも見受けられます。本町においても関係者への制度の周知・理解が不十分であるため、啓発が必要です。

第3章 基本的な考え方

第1節 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障がいにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度の趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されました。

成年後見の申立の動機を見ても、預貯金の解約等が最も多く、次いで介護保険契約（施設入所）のためとなっており、これらの状況から、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されないことがうかがわれます。また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐ観点から、第三者が後見人選任されることが多くなっていますが、そのケースの中には意思決定支援や身上の保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されています。

さらに後見等の開始後に本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人の相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応していますが、家庭裁判所では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難です。

このようなことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できないケースも

多いとの指摘もなされています。

今後の成年後見制度の利用促進にあたっては、①ノーマライゼーション②自己決定権の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきです。

さらにこれまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘された点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上の保護等の福祉的な視点も重視する必要があり、身上の保護重視の視点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきです。

なお、成年後見制度の利用促進にあたっては、制度の利用を目的とするのではなく、本人の意思及び権利を尊重した支援を基本とし、成年後見制度は権利擁護支援の選択肢の一つとして適切に活用するものとします。

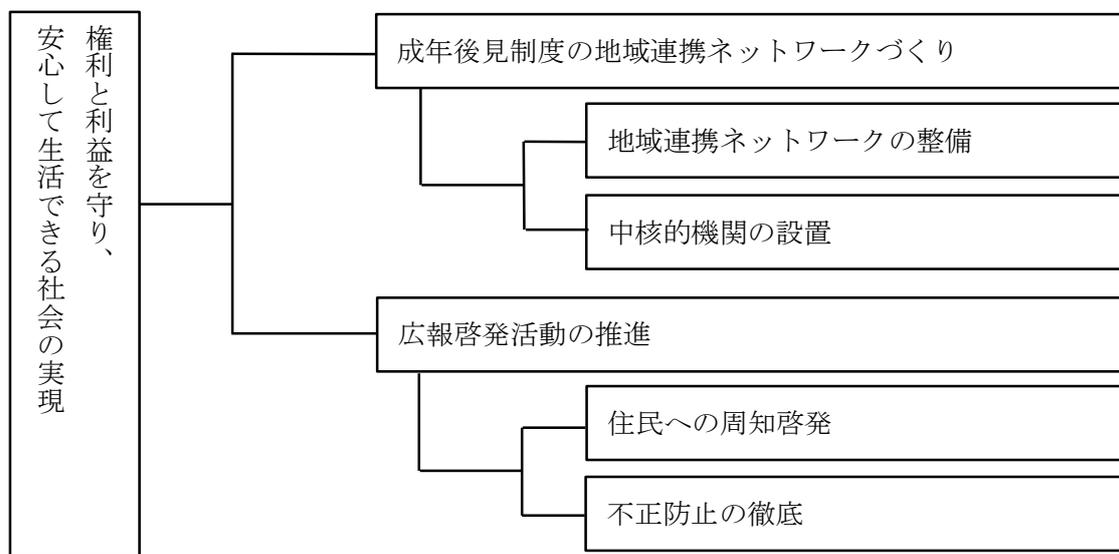
また、判断能力が不十分な状態に至る前段階から、本人の意思決定を支える支援を重視し、日常生活自立支援事業等の既存の福祉サービスとの連携を図りながら、本人にとって最も適切な支援のあり方を検討する。

第2節 施策体系

【基本理念】

権利と利益を守り、
安心して生活できる社会の実現

【基本方針】



第4章 具体的な施策・事業

第1節 成年後見制度の地域連携ネットワークづくり等

1 現状と課題

(1) 国の目標を踏まえた成年後見制度利用に関する体制・事業の改編、拡充

住民の権利や利益が守られるためには、これまでの取り組みに加え、成年後見制度の適切な利用が必要になっています。そのための新たな家庭裁判所等の司法との連携は不可欠で

あり、既存のネットワークを生かしながら、協議や課題解決のための地域連携ネットワークづくりが求められています。

(2) 地域包括ケアの一体的枠組みと地域福祉計画との連動

地域で暮らす高齢者、障がい者に対する地域でのケアや福祉サービスのニーズと合わせ、後見制度のニーズを把握することで、より効果的な支援と成年後見制度の利用の促進が図られるものです。必要な後見制度の支援を各種サービスと包括的かつ一体的に取り組むとともに、高齢者、障がい者に関する計画と連動を行う必要があります。

(3) 具体的分掌と役割

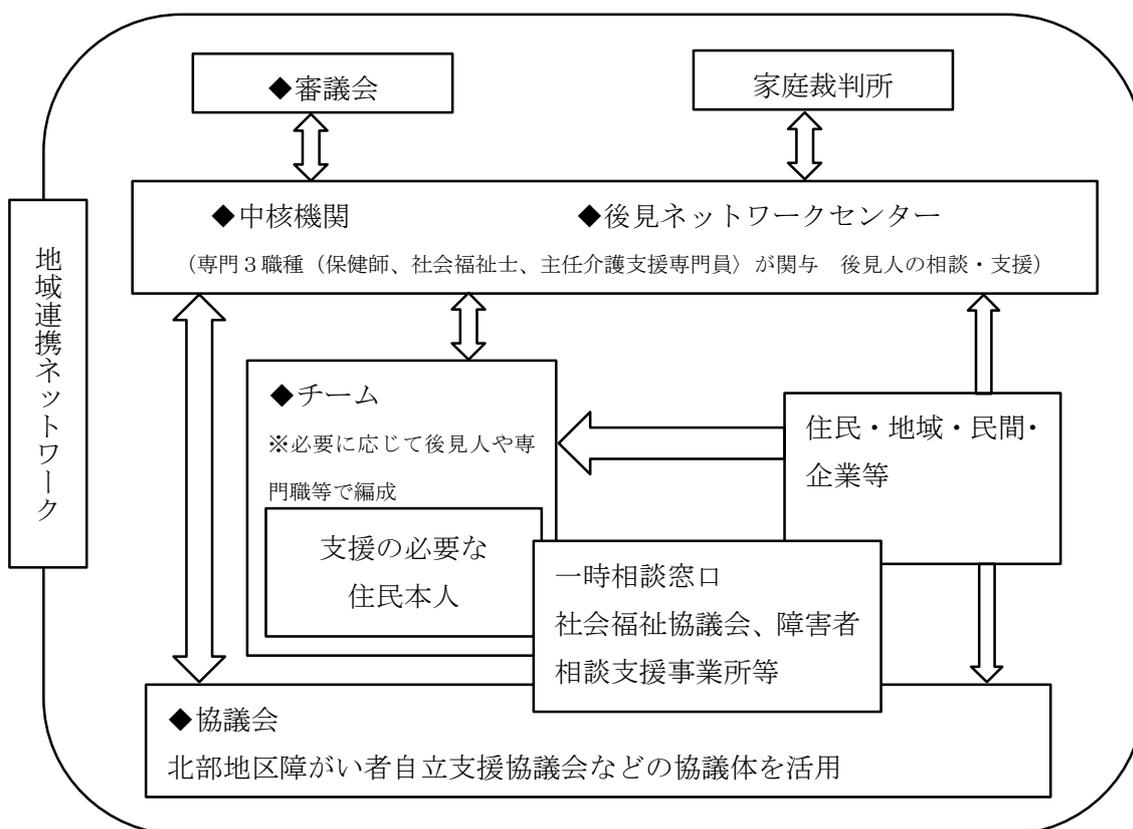
体制づくりでは、限られた地域資源を有効に活用するうえで、国や関係機関との役割を明確にししながら、進めることが課題となっています。

第2節 地域連携ネットワークづくり及び中核機関の整備

中核機関は、様々なケースに対応できる法律、福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携、対応強化の推進役としての役割が期待されます。

当町における成年後見制度利用促進に関する施策は、中核機関を中心として推進するものとし、中核機関は、地域連携ネットワークの司令塔として、関係機関との連携調整、相談支援、後見人等支援、普及啓発等を総合的に担う。

地域連携ネットワークの具体的な連携・協力等のイメージ図



(1) 審議会

町は中核機関と連携し、効果的に施策を推進するため審議会を設置し、中・長期的かつ専門的な計画の策定や実施事業の進行管理を行います。また、審議会によりネットワークや制度利用の取組に関する点検・評価を行います。

市民後見人については、地域の実情や担い手の確保状況を踏まえつつ、広域連携も含めた活用の可能性について検討を行います。

(2) 中核機関

町は委託事業として中核機関と契約し、家庭裁判所と後見人等支援のための適切な情報連携を行います。

他の福祉サービスとの一体的提供と調整のため、サービス事業所や関係機関との連携を行います。

後見人等に関するデータを把握し分析するとともに、チーム支援も含めた具体的な施策を検討し実施します。

(3) 後見ネットワークセンター

後見ネットワークセンターは、中核機関が担う機能の一部として位置づけ、制度に精通した司法専門職及び福祉専門職と連携し、相談支援、後見人等の調整、制度の普及啓発等を行います。

(4) 協議会

既存の組織をいかしながら、新たに他職種による成年後見制度に関する支援策向上のための情報の集約を行います。適切な制度の利用に関する実務向上のため、中核機関と連携し、個々のケースへの助言などの情報共有及び周知を行います。

地域のチームにおける他のサービスを含む後見制度に関する提供体制について、課題などの意見集約を行います。本人の意向及び尊厳から、適切な制度利用となるよう他職種での運用に関する検討を常に行うなどにより、必要に応じ、適切な支援のための見直しを行います。

(5) チーム及び後見人

後見人とのチームでは、福祉サービス事業者やケアマネジャー、相談支援専門員、民生委員などの被後見人を支援する人等で構成します。

チームの専門職は、一次相談窓口や関係機関との連携により後見人への支援を行います。後見人等は、身上の保護と不正防止が図られるよう適切な後見活動を行い、中核機関及び後見ネットワークセンターと協力し、チームの構成員と後見活動及び見守りに関する情報共

有を行います。

第3節 広報・啓発活動の推進

1 住民への周知啓発

住民に向けて、学齢期の児童・生徒への教育を含む制度の早期の普及啓発を行うことで、適切な制度利用を図ります。あらゆる手段を講じて制度の利用を推進します。

2 不正防止の徹底

適切な後見人選任のもと、後見人とのチーム編成による被後見人のサポートや、金融機関や民間事業者等を含む、ネットワークにより、不正の未然防止を図ります。また住民に向けて、制度の理解を促し、不正を未然に防止します。また、住民に向けて、制度の理解を促し、意識の醸成をはかります。